

災害時協力井戸 登録の募集について

近年、さまざまな大規模災害の発生が想定・懸念されるなか、過去の災害の教訓から、水道施設等の損傷により町内の広範囲で長期にわたって断水が発生する恐れも想定されます。

そのため、災害時における「地域の財産」のひとつとも考えられる井戸に着目し、地域の皆さまの災害時の生活に必要な水の確保の一助として、「周防大島町災害時協力井戸」の登録制度を創設し登録井戸の募集を行います。

制度の概要

この制度は、町内に井戸を所有（管理）されている方の善意により、「災害時に井戸水を提供すること」についてご了解いただいた井戸を事前に申出・登録いただき、災害時にはその井戸から井戸水をご提供いただくものです。

皆さまにおかれましては、災害による被害を少しでも減少させるためにも、積極的な登録にご協力をお願いします。

申出から公表までの流れ

(1) 申し出

所定の様式により、登録の申し出をお願いします。（※登録申出書は総務課・各総合支所・各出張所に備え付けてあります）

登録にあたっての主な要件は次のとおりです。

- ・町内にあり、災害による断水などの際に無償で井戸水を提供できること
 - ・ポンプなど、汲み上げに必要な設備があり、安全に使用できること
 - ・所在地等の必要事項を公表できること
- (2) 現地調査
- 登録の申し出があつた井戸は、職員が現地調査に伺います。調査では、井戸の現況確認、汲み上げ方式等の調査を行います。

(3) 登録および標章交付

登録が決定した場合は、災害時協力井戸標章（シール）を発行しますので、井戸や道路から見える場所に貼るようお願いいたします。

(4) 公表

登録後は、町ホームページ等で井戸の所在地や地図などを公表させていただきます。（所有者の氏名や電話番号等は公表いたしません）

■問い合わせ

総務課 消防防災班

☎ 0820 (74) 1000

新たな国保運営協議会委員が委嘱されました

2月21日、周防大島町国民健康保険運営協議会がたちばなケアプラザで開催され、新たな委員さんに藤本町長から委嘱状が交付されました。（被保険者代表委員、保険医・保険薬剤師代表委員、公益代表委員ともに各4人、合計12人）

この協議会では、町長の諮問に基づき、国民健康保険税の賦課方法や保険給付の内容など、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議が行われます。



▲委嘱状を受け取る松岡委員㊦

周防大島町国民健康保険運営協議会委員

（任期：令和4年1月1日～令和6年12月31日まで）

（敬称略）

委員の区分	委員氏名（所属団体等）
被保険者を代表する委員	松岡宏和、福田美則、吉國公代、榎本俊哉
保険医・保険薬剤師を代表する委員	野村壽和（大島郡医師会）、安本忠道（大島郡医師会）、中村瑞美（大島郡歯科医師会）、岩重秀二（柳井薬剤師会）
公益を代表する委員	中元みどり（大島郡連合婦人会）、藤田勝也（周防大島町老人クラブ連合会）、木村昭彦（周防大島町自治会連合会）、吉村 忍（周防大島町議会）

■問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502